

[資料]

## 看護学生を対象とした身体拘束に関する演習についての 文献検討

A literature review on exercises for nursing students to practice physical restraints

熊谷 和可子      中川 孝子      木村 琴美  
KUMAGAI Wakako    NAKAGAWA Takako    KIMURA Kotomi

青森中央学院大学看護学部

### 要旨

本研究は、身体拘束に関する演習と学生の学びについて先行研究から知見を得ることを目的とした。文献は医学中央雑誌データベース web 版を用い、「身体拘束」「看護教育」「学生」とし、「原著論文」を絞り込み条件として検索し、看護学生を対象に身体拘束の演習について記載してある 7 編を分析対象とした。対象とした文献から身体拘束に関する教育方法として、学生が直接身体拘束を体験する演習、科目教員等による身体拘束のデモンストレーションの見学、身体拘束に関するディベート討論会の実施がされていたことが明らかとなった。学生は身体拘束の体験を通して、身体拘束を受ける患者とその家族、身体拘束を実施する看護師がもつだろう考えや感情を推察し、対象者の尊厳や人権、今後どのような看護が必要かを考えることができていた。デモンストレーションの見学では身体的な弊害がわかり精神的苦痛に思いを寄せることを学んでいた。ディベート討論会では身体拘束に対する問題の重要性の認識がされていた。身体拘束に関する看護教育の課題として、対象者の尊厳を考えることができる演習方法の検討が挙げられた。身体拘束の弊害を学び、身体拘束の体験を通して疑問を持ち、対象者の尊厳を守ることに学生自ら考えることができるような教授方法の重要性が示唆された。加えて、学生が意見交換することの必要性も明らかとなり、各自が意見を自由に発言できるようグループ人数の調整も必要であることが示唆された。

キーワード：身体拘束、演習、看護学生、文献

### I. はじめに

近年、わが国では身体拘束廃止に向けた動きがみられている。1998 年 10 月、福岡市で行われた介護療養型医療施設の全国研究会で「縛らないことを決意し実行する。初心を忘

れないため病院内を公開する。この運動を全国に広げていく。」という、抑制廃止福岡宣言<sup>1)</sup>が発表された。その後、九州、山口、沖縄、北海道において同様の宣言がなされた。1999年には厚生省（現厚生労働省）令において身体拘束が規定され、2000年に開始した介護保険制度で当初より介護保険指定基準において身体拘束禁止規定が設けられてきた。また、2001年3月には、厚生労働省の身体拘束ゼロ作戦推進会議により身体拘束ゼロへの手引きを作成され、この中で介護保険施設や病院等において身体拘束が認められる「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を示すとともに、身体拘束にあたる行為として11行為を例示した<sup>2)</sup>。その後、2015年には日本看護倫理学会が「医療や看護を受ける高齢者の尊厳を守るためのガイドライン<sup>3)</sup>」を作成し、高齢者の治療や療養の場において、医療や看護を受ける高齢者の意思を尊重し、尊厳が保たれるよう看護職が考え行動する指針を提示した。さらに、同学会では、臨床現場で看護職が倫理的問題に取り組み、患者の権利擁護者としての役割を果たすために「身体拘束予防ガイドライン<sup>4)</sup>」を作成した。

しかし、このような身体拘束の廃止を前提としてもなお、医療機関においては身体拘束の完全なゼロ化は簡単ではない<sup>5)</sup>。実際に実習においても身体拘束を受ける患者に出会うことがある。そして、村松ら<sup>6)</sup>の報告によると、学生が倫理的問題を感じた場面に遭遇した場合、『しょうがない』と捉え、相談などの対応をほとんどしていないことが明らかとなっている。また、神徳ら<sup>7)</sup>は、倫理的感受性を育成するためには、何が倫理的課題かに気づける知識が必要であると述べている。このことから、看護職へ対する現任教育だけでなく、学生への看護基礎教育の段階から対象者の尊厳あるケアについて考える機会を設ける必要があると考える。看護基礎教育において、身体拘束や対象者の権利擁護について講義が行われ、さらに実習では身体拘束の現状を目にする機会がある。このような講義と臨地実習との中間にある『演習』がどのように行われているかを明確にしたいと考えた。

そこで、本稿では、これまでの看護基礎教育における身体拘束に関する演習での学生の学びと課題について明らかにし、今後の教育方法の示唆を得たいと考える。

## II. 目的

先行研究から看護教育における身体拘束に関する演習での学生の学びと課題について明らかにすること。

## III. 用語の定義

本稿での身体拘束とは、手指の機能を制限するミトン型の手袋等の着用、Y字型抑制帯・腰ベルト・車椅子テーブルの使用、ベッドの四方を柵や壁で囲む等、何らかの器具を使用して対象者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

## IV. 方法

### 1. 文献収集方法

2021年8月に医学中央雑誌データベース Web版を用い、キーワードを「身体拘束」「看護教育」「学生」とし、「原著論文」を絞り込み条件として検索した。今回の文献検討では、身体拘束に関する看護教育と学生の学びを検討するため、授業科目の制限はしなかった。加えて、文献の発行年についても規定せず検索を行った。検索した結果、24件の文献が抽出され、さらに看護師を研究対象としたものや臨地実習に関する内容のものなどを除き、7件の文献を対象とすることとした。

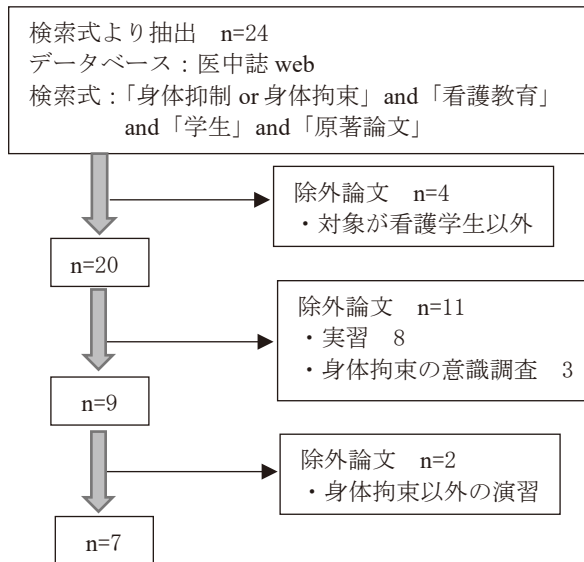


図1 文献の選定プロセス

## 2. 分析方法

文献リストを作成し、「タイトル」、「著者名」、「雑誌名」、「掲載年」、「研究の種類」、「目的」、「研究対象」、「データ収集方法」、「分析方法」、「身体拘束の演習の概要」、「結果」、「身体拘束に関する看護教育への示唆」を項目とした。

## V. 結果

### 1. 対象文献の概要（表1）

7件の対象文献の概要を表1に示す。

発表年は、2005年2編、2006年1編、2009年1編、2016年1編、2020年1編、2021年1編であった。研究の種類は、質的研究が5編、混合研究が2編であった。

研究対象者はすべて4年制看護大学の学生で、2年次に演習を実施したものは2編、3年次は5編であった。授業科目は老年看護学が5編、精神看護学が2編であった。

授業方法は、学生が抑制帯、つなぎ服、ミトン型手袋、ベッド柵、Y字型ベルトなどを用いて身体拘束を実施した内容は5編、科目担当教員等による身体拘束のデモンストレーションを学生が見学したものが1編、身体拘束に関するディベート討論会を実施したものが1編であった。

表1 身体拘束に関する演習についての文獻

No	タイトル	著者	雑誌名	掲載年	論文の種類	研究の目的	対象	データ収集方法	分析方法	身体拘束に関する演習の概要	結果	身体拘束に関する看護教育への示唆
1	学生主体による高齢者の身体拘束に関する演習の学び	藤原美華 千穂 佐藤	老年看護学 25巻2号 132-139	2021	実践報告	質的研究	2019年度に老年看護学実習を受講した1大学看護学科3年次生61人のうち、研究に同意が得られた61人(男子学生14人、女子学生47人)。	演習後に約15分間の時間を設け、「演習を行った学び」について、配布した用紙に記述してもらった。	演習内で記述してもらった「演習を行った学び」の記述をテーマとして用いた。学びの内容を精読し、学生が記述した内容をまとめた。さらに、類似のコードを分類・整理し、質的帰納的分野の手法を用いて分析した。分析内容は共同研究者間で合意が得られるまで繰り返し検討した。	職員からのリポート、グループでの演習、演習での学びのレポートの記載、まとめを演習の所要時間：約60分 対象：学生が4人でグループとし、グループ間で1人が高齢者、家族、看護師の3つの役割をし、4人のグループは看護師を配置した。 高齢者役：身体拘束を体験している際は、高齢者の立場で感じたことを言葉や行動に表すこと、拘束をされていると感じた外すなどの行動をとる。 看護師役：高齢者や家族の質問に対して返答する。 家族役：自分が高齢者の家族の立場であったことを考えて、対応する。 観察者役：客観的な立場で意見を述べる。 方法：物品(ベッド欄、ソーツ、ミトン、上肢拘束器)の使用時間や拘束のレベル、状況や構設(制動)の役割時間や順番などの指示はせず、各役の体験時間や順番などを体験した。 グループで15分間で「演習を行った学び」について、配布した用紙に記述した。レポート提出後に、日本看護総連学会(2015)が発行する身体拘束予防ガイドラインを配布し、説明した。	【身体拘束による高齢者および家族、看護師にとっての苦痛の質感】、【身体拘束を肯定しないことの重要性の質感】、【身体拘束を行なった学びを行った】、【身体拘束の質感が影響していると考えられた。実習場面に於いて学生の経験を引き出しながら批判的思を考へて、学生が学習できると考えられること、身体拘束に対する意識づけを振り返り図ることの重要性が示唆された。	学生は、高齢者や家族および看護師の立場から苦痛を体験することで身体拘束を肯定することの重要性を学ぶ一方で、身体拘束を肯定した学びを行った。これは過去の実習の経験が影響していると考えられた。実習場面に於いて学生の経験を引き出しながら批判的思を考へて、学生が学習できると考えられること、身体拘束に対する意識づけを振り返り図ることの重要性が示唆された。
2	看護学生の身体拘束シミュレーション演習の学び	小笠原 上野 松田 竹田	川崎医療福祉学会 30巻1-2号 321-327	2008	資料	質的研究	1大学で、前年度に老年看護学実習を受講した老年看護学4年次の看護学生10名のうち同意が得られた8名から、高齢者役を演じた55名のレポートを対象とした。	レポートの「身体拘束された高齢者の思い」に記述のあった内容を、文字データ化し、質的統合法(仏法)で分析した。	レポートの「身体拘束された高齢者の思い」に記述のあった内容を、文字データ化し、質的統合法(仏法)で分析した。	【底知れない苦しみ】を体験していた。そして、【自由の希求】と【理解の希求】が生じているが、これらの希求は満たされず、【底知れない苦しみ】が増していくという悪循環が生じていた。これらの悪循環から【人権の尊重】を望んでいた。一方で、安全を守るための拘束が【逆に危険】という矛盾を生じていた。そして、【拘束中の看護と隣接】を【考え続けてほしい】と希望していた。	学生は、拘束の身体的、精神的、スピリチュアルな側面の障害を理解できず、それらに対する配慮が必要であること、看護の責任にまで考えをめぐらすことができていた。体験後に、体験を分かち合うディスカッションをしたことで、気付きのあった学生の学びが共有され、全体の学びにつながったと考えられる。本演習は看護学生の倫理的感性を育む一助となった可能性がある。 一方で、拘束を最小限とするための具体的な対策は見出せていない。演習後、拘束を最小限とするための対策を考へる機会を設けたり、調べ学習をとりいれたり、学生が主体的に考える機会を持つことが今後の課題である。	

表1 身体拘束に関する類型についての文献

No.	タイトル	著者	雑誌名	掲載年	論文の種類	研究の種類	研究目的	対象	データの収集方法	分析方法	身体拘束に関する演習の概要	結果	身体拘束に関する看護教育への示唆
3	行動制限の体験を通して学生の学び-抑制を受けける産者の成長をめざして	佐藤 美保 田野 尚尊 浅沼 奈美	杏林大学 研究報告 (教養部 甲) 3巻 9-19	2016.2	質的研究	質的研究	精神看護学の講義で行く、抑制帯に身体、希望者のみ身、希望者が行動制限や行動制限の看護ケアに対してどのような意識の変化が生まれ、どのような学びを得たのかを明らかにすること。	平成21年度大学看護学3年生、精神看護学の講義を受講した99名。調査対象が97名(回収率 98.0%)、講義後が99名(回収率100%)であった。	講義及び演習後、「行動制限・隔離・身体拘束にどのような意識の変化が生まれ、どのような学びを得たのか」を明らかにすること。	講義・演習前後の自己記入的アンケート調査、講義中の講義内容の抽出、類似性のある内容を抽出し、内容から文章を抜き取り、内容を整理する作業を行った。	講義・演習前の行動制限・隔離・身体拘束の印象、【ネガティブ】(管理的)【誇りの行為】(自由がない)【患者の気持ちの悪さ】(行動制限に対する否定)【患者の印象】(「強制感」)【その他】であった。	学生は、患者の立場に身を置いて患者を理解し、自分はどうあればよいのか、看護師としての視点から考えることができた。これらは、専門職としての意識の生えや倫理的配慮の意識として重要な意識である。	
4	シナリオに基づいたデモンストレーションを取り入れた精神看護技術科「身体拘束患者の看護」の学習結果	清水 健平 坂本 祐子 成田 博幸 伊藤 治幸 藤井 博英	香森県立 保健大学 雑誌 10巻2号 217-223	2003.12	研究ノート	質的研究	身体拘束患者の看護の授業にシナリオに基づいたデモンストレーションを採用し、学生がどのような学びを得たのかを明らかにすること。	A看護系大学において年次に開講している精神看護学(選修)の受講学生30名。アンケートに協力した学生は83名であった(回収率85%、有効回答率100%)。	講義終了後、学生にアンケート用紙を配付した。アンケート内容は、①デモンストレーションを取り入れた身体拘束患者の看護の授業を受けたこと、感じたこと、考えたこと②今回の授業を受けた感想、考察、今後の授業のありか、改善点など、わかりやすく、かつ、具体的な意見を求めた。	アンケート結果に記述された文章をテーマとし、仏法に基づいて行った。 デモンストレーションを取り入れた身体拘束患者の看護の授業を受けたこと、感じたこと、考えたこと②今回の授業を受けた感想、考察、今後の授業のありか、改善点など、わかりやすく、かつ、具体的な意見を求めた。	学生はデモンストレーションを通して、身体拘束による【身体的な弊害】がわかり精神科に苦痛に思っていることを学んでいた。さらに、学生は「身体拘束を正しく理解し、看護士自身への危険を負担し向合うこと」が、看護士自身の危険を負担し向合うことであると学習することができた。	シナリオに基づいたデモンストレーションを取り入れることで、身体拘束を正しく理解することの重要性や、身体拘束を受ける患者の精神的な側面を考慮する必要性を学んでいる。さらには看護士側の精神的な負担や法律【法律遵守のもと看護の役割を果たす必要がある】が理解されていた。看護士教育において身体拘束によって、看護士が負っている負担は少ないこと、看護士が持つべきは、将来、人権擁護と看護士との関係を考えていく動機づけになるという点から、看護士教育に必要であると思われた。	

表1 身体拘束に関する看護教育についての文献

No.	タイトル	著者	雑誌名	掲載年	論文の種類	研究の種類	研究の目的	対象	データ収集方法	分析方法	身体拘束に関する看護の概要	結果	身体拘束に関する看護教育への示唆
5	「高齢者の尊厳」に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証	古村 美津 代 中島 洋子 木屋 寛子	日本看護協会雑誌 10巻2号 43-50	2005.3	原著	質的研究	抑制の演習を通して学生の高齢者の「尊厳」に向けた「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	「高齢者の抑制を通じた抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。
6	老年看護学における抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証	榎山 晶子 小笠原 幸子	秋田大学医学部保健学雑誌 12巻2号 150-157	2005.10	資料	質的研究	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	3) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 4) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 5) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 2) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 2) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 2) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 2) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 2) 老年期の選択的抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。
7	高齢者に対する抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証	古村 美津 代 中島 洋子	日本看護協会雑誌 10巻2号 42-49	2005.3	原著	質的研究	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。	1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。	抑制の軽減に向けた身体拘束の軽減に関する看護教育の効果検証。 1) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。 2) 大学医学部看護学科「高齢者の尊厳」として「抑制」の学びを深め、抑制の軽減を図ること。

## 2. 学生の学びの内容

演習方法に類似性がある文献ごとに記載していくこととする。なお、文献が質的研究の場合は、カテゴリーを【 】で示す。

### 1) 学生が直接身体拘束を体験した場合の学び

#### (1) シミュレーション演習と学びのレポート作成をした場合

文献<sup>18)</sup>では、3年次に老年看護方法論において身体拘束のグループ演習を60分間行い、その後15分間で「演習を行っての学び」のレポートを作成した。演習は学生が高齢者、家族、看護師の三者の役割を行った。演習を通して学生は【身体拘束による高齢者および家族、看護師にとっての苦痛の実感】、【身体拘束をしないことの重要性の実感】、【身体拘束を行ううえでの配慮や工夫の必要性の実感】、【身体拘束の必要性の実感】、【身体拘束の実際の想起による苦痛や倫理的問題の実感】、【身体拘束を考えるにあたっての老年看護の基本の再確認】を学んだ。学生は、高齢者や家族および看護師の立場から苦痛を実感することで身体拘束をしないことの重要性を学ぶ一方で、【身体拘束を行ううえでの配慮や工夫の必要性の実感】、【身体拘束の必要性の実感】といった身体拘束を肯定した学びを行っていた。

#### (2) シミュレーション演習とその後ディスカッション・発表会を実施した場合

文献<sup>29)</sup>は、3年次の老年看護学実習において病棟実習前に学内にて身体拘束のシミュレーション演習を実施し、その後45分間のディスカッションを実施した。拘束される高齢者の模擬体験をした学生は、【底知れない苦しみ】を感じていた。そして、【自由の希求】と【理解の希求】が生じるが、これらの希求は満たされず、ますます【底知れない苦しみ】が増していくという悪循環が生じていた。これらの悪循環から【人権の尊重】を望んでいた。一方で、安全を守るための拘束が【逆に危険】という矛盾が生じていた。そして、【拘束中の看護と解除】を【考え続けてほしい】と希望していた。このことから学生は、拘束の身体的、精神的、スピリチュアル的な側面の弊害が理解でき、それらに対する配慮が必要であること、看護の責任にまで考えをめぐらすことができていたことが明らかとなった。体験後に体験を分かち合うディスカッションをしたことで、気づきのあった学生の学びが共有され、全体の学びにつながった。

#### (3) シミュレーション演習とその後ディスカッション・発表会、VTRの視聴を実施した場合

シミュレーション演習後にディスカッション・発表会を行い、さらに身体拘束廃止に向けた実践現場のVTRを視聴したものは2件あり、文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>と文献<sup>7<sup>11)</sup></sup>であった。

文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>では、2年次の老年看護学概論において演習を実施した。学生は、高齢者、家族、看護師役のそれぞれの役割を経験することにより【役割による気持ちの理解】を学ぶことができていた。この学びは【抑制のもたらす影響】を理解し、【抑制する場合の看護】の学びとなり、【抑制の認識の変化】【目指す看護の方向性】への学びに繋がった。また、演習後の自由討議・発表や現場のVTR視聴により、実践現場での【人員不足・体制の

見直し】を理解し、【抑制の認識の変化】、【目指す看護の方向性】への学びへと繋がった。学生は、演習とその後の自由討議・発表、VTR 視聴、演習後のレポートを通し、高齢者の尊厳について考え、今後看護者としてどのような看護が必要かを学ぶことができた。

文献 7<sup>11)</sup> では、3 年次の老年看護学方法論において演習を実施した。抑制を受けた高齢者の気持ちとして、【精神的苦痛（不快、孤独、いらいら感など）】【動きたい・抑制を取りたい】【どうしてこんな目にあうのか】【身体的苦痛】の 4 つのカテゴリーが生成された。抑制を受けた家族の気持ちとして【いたたまれない】【看護者に対する疑問や批判】

【仕方がない】の 3 つのカテゴリー、抑制を行った看護師の気持ちとして、【罪悪感】【仕方がない】【本当に抑制は必要か】【どう説明すればよいか】4 つのカテゴリーが生成された。今後どのような看護を実施するかについては、【抑制以外の方法の工夫】【抑制が必要な行動の原因のアセスメント】【家族・本人への十分な説明と同意】【家族の協力】【頻回な訪室と精神的援助】であった。【抑制以外の方法の工夫】の記述では、各場面の抑制以外の方法の記述があった。学生は患者、家族、看護師役の三者の役割を経験することにより、各々の立場の心理を理解し、看護者として高齢者の人権を考えた看護の必要性について理解することができた。さらに演習後に同じ場面を経験したグループで自由討議した結果、安易な抑制の弊害が理解でき、様々な状況下で看護者としてどのように高齢者の人権を尊重すべきかを考えることができた。

#### (4) 希望する学生に身体拘束を実施した場合

文献 3<sup>12)</sup> では、3 年次に開講している精神看護学の講義で精神科医療の歴史的背景と現状、行動制限の実際、法的根拠と留意事項、治療上・看護上の注意点、人権問題に対する配慮についてであり、講義の中で実際の保護室の写真、抑制帯の写真、身体拘束中のモデル写真などの紹介を行った。また、学生に身体拘束中の患者の精神的負担を理解してもらうために、PINEL 社製緩和抑制帯を使用し、身体拘束の一部を見学、実際に手に取って触り、希望する学生には抑制帯を装着するという体験をしてもらった。

講義・演習前の行動制限・隔離・身体拘束の印象は【ネガティブ】【管理的】【諦めの行為】【自由がない】【患者の気持ちの想起】【行動制限に対する否定】【患者の保護】【人権侵害】が、講義・演習後は【患者の保護】【人権擁護】【治療的意識】【患者の気持ちの想起】【管理的】【諦めの行為】【気付き】【ネガティブ】であった。

隔離・拘束を実施されている患者の気持ちは【理不尽さ】【苦痛】【恐怖心】【ネガティブな感情】【空虚感】であった。隔離・拘束時の看護として大切にすべきことは【心理的な配慮】【インフォームド・コンセント】【二次障害の予防】【人権への配慮】【基本的看護援助の提供】【医療者の知識や理解】【行動制限の必要性の検討】であった。

学生は、患者の立場に身を置いて患者を理解し、自分はどうかあればよいのか、援助者としての視点から考えることができていた。

#### 2) 科目担当教員等による身体拘束のデモンストレーションを学生が見学した場合

文献 4<sup>13)</sup> では、2 年次に開講している精神看護援助論の講義で、学生は行動制限に伴う



法的・身体的・精神的側面と身体拘束を受ける患者の看護に関する講義を45分間受けた後、教員と臨床看護師が行ったシナリオに基づくデモンストレーションを30分間見学した。学生はデモンストレーションを通して、身体拘束による【身体的な弊害がわかり精神的苦痛に思いを寄せる】ことを学んでいた。さらに、学生は【身体拘束を正しく理解し看護師自身の危険や負担と向き合う】ことや【法律遵守のもと看護の役割を全うする】ことの学習が可能になっていた。

### 3) 身体拘束に関するディベート討論会を実施した場合

文献6<sup>14)</sup>では、3年次の選択授業の老年介護演習で、「高齢者における治療・看護では、身体拘束をすべきである」と設定してディベート討論会を実施した。

参加した学生は身体拘束に関する認識が深まり、重要な問題だと深く考えるようになるなど【問題の重要性の認識】がされていた。さらに、「自分たちが変えていかなければならない」という【援助者としての立場】に立った回答が得られた。学生は事前学習に加えて、ディベート討論会を体験することによって、「身体拘束は禁止するべきだ」とされている現状には様々な要因が伴うことや、本当に身体拘束が必要なのかを検討することが必要だということを強く認識した。

## 3. 身体拘束に関する看護教育への示唆

### 1) シミュレーション演習と学びのレポート作成をした場合

文献1<sup>8)</sup>では、身体拘束を肯定した学びも抽出されており、批判的思考が学習できるよう関わること、身体拘束に対する意識づけを繰り返し図ることの重要性が示唆された。

### 2) シミュレーション演習とその後にディスカッション・発表会を実施した場合

文献2<sup>9)</sup>では、拘束を最小限とするための具体的な対策は見出せなかった。拘束体験だけでは、拘束の縮小にはつながらず、その具体的な対策を知る必要がある。演習後に、拘束を最小限とするための対策を考える場を設けたり、調べ学習を取り入れたり、学生が主体的に考える機会を持つ必要がある。今後は、抑制縮小につながる具体的な対策を知ることと、倫理的問題に対する問題解決能力を身に付けることが課題として明らかとなった。

### 3) シミュレーション演習とその後にディスカッション・発表会、VTRの視聴を実施した場合

文献5<sup>10)</sup>では、看護基礎教育の段階で抑制の実態を知り、高齢者の尊厳について考えることの重要性が示唆された。さらに、高齢者の尊厳を考える教育と同時に、抑制の弊害を理解し、抑制時に看護者としてどのような看護が必要であるかを教授することの必要性が述べられた。

文献7<sup>11)</sup>では、看護に携わる人間として、「人権問題」は常に存在するものであり、看護基礎教育の中においても抑制を契機として様々な問題に対し、いかに人権を考え保障していくかを考える教育が重要である。

演習に使用した4事例中の1事例を経験した結果であることや、抑制の体験時間が短い

ことなど、事例により認識の深まりの違いがあると考えられる。また、介護保険導入後5年経過しており、4事例の内容が適切であるのかさらに検討していくことが必要であると述べられていた。

#### 4) 希望する学生に身体拘束を実施した場合

文献3<sup>12)</sup>では、実際に行動制限を受けた経験のある当事者の精神的負担に関する調査や行動制限を受ける患者への共感性を高めるための学生の情意、感情面に焦点を当てた教育方法の検討が必要である。そして、行動制限を行わなくても済むような介入の検討を継続する必要性が述べられていた。

#### 5) 科目担当教員等による身体拘束のデモンストレーションを学生が見学した場合

文献4<sup>13)</sup>では、学生が実際に身体拘束を体験することができなかったことから、講義での学びを臨地実習などに結びつけて学習を進めていくことの必要性が述べられていた。

#### 6) 身体拘束に関するディベート討論会を実施した場合

文献6<sup>14)</sup>では、学生はディベート討論で、身体拘束が複雑な背景や状況で様々な立場で判断することが求められると実感したと考えられた。このような実感は講義や自己学習だけでは得られない機会である。加えて、ディベートの導入は、学生の他者の意見を聞き取る力を養い、見識を広げる事に効果があると学生自身が実感していたことが明らかとなった。課題として、多人数の面前での発言に抵抗がある学生への配慮の必要性が明らかとなり、少人数、短時間で数度実施するなどの工夫が必要であった。

## VI. 考察

本研究では、2005年から2021年の国内文献をもとに、看護基礎教育における身体拘束に関する教育と学生の学び、看護教育への示唆について明らかにした。類似した教授方法ごとに学生の学びの内容、看護教育への示唆から明らかとなった課題について考察していく。

### 1. 学生の学びの内容について

#### 1) 身体拘束体験の実施の有無による学習効果

教育方法について学生が直接身体拘束を体験したものは7編のうち5編であった。

5編中、4編(文献1, 2, 5, 7)は身体拘束を受ける患者、その家族、身体拘束を実施する看護師の役割を学生が担って演習を行っていた。その結果、【身体拘束による高齢者及び家族、看護師にとっての苦痛の実感】や【底知れない苦しみ】、【役割による気持ちの理解】が生じており、それぞれの役割を体験することで具体的な実感が生じていた。また、学生全員が身体拘束の一部を見学して抑制帯に触れ、希望する学生には抑制帯装着を実施した文献3<sup>12)</sup>では、学生が患者の立場に自身の身を置いて患者を理解し、自分はどうあればいいのか、援助者としての視点から考えることができていたことが報告されている。一方で、実際に学生が身体拘束の体験をしていなかった2編に関しては、【身体的な弊害がわかり精神的苦痛に思いを寄せる】ことの必要性や【問題の重要性の認識】はでき

ていたものの、当事者が受けるだろう感情までは明らかにされていなかった。

林<sup>15)</sup>は、「患者の立場に立つ」ことについての看護師の思考方法について、心理学における視点取得の概念を用いている。視点取得とは、自分の現在の視点を異なる立場や位置（他者視点 *another viewpoint*）に移動させ、その視点にある者がもつだろう考えや感情、あるいは見えるはずの風景などを推測する心の働きである<sup>16)</sup>。また、内山ら<sup>17)</sup>は、対人専門職において対象の状況とその時の気持ちの変化に意識を向けることは必要な教育であり、体験プログラムは有効であるとされていると述べている。藤野ら<sup>18)</sup>は、青年期用多次元的共感性尺度を用いて、高齢者疑似体験学習および片麻痺の高齢者疑似体験前後の共感性の変化を調査し、「気持ちの想像」において体験前よりも体験後の平均値が有意に高かったことを報告している。加えて、有澤ら<sup>19)</sup>は装着型ストーリーモデルを用いた体験的演習において患者役と看護師役を設けて行ったことによって、患者役のみの先行研究と比較して、患者の心理面に加えて細やかな技術的支援についての学びも生じていたことを報告している。このことから、4編の文献では患者とその家族、看護師役を設けることにより、学生が実際に身体拘束を受けることで、身体拘束を受ける患者とその家族がもつだろう考えや感情を推察できていたことが伺える。さらに、看護師役を設けることで抑制を実施する側の感情も推察することができ、「本当に抑制は必要か」という疑問や「抑制以外の方法」を考えることの必要性について気付くことができたと考えられる。

## 2) 演習後のディスカッション・発表会による学習効果

文献<sup>29)</sup>では、「体験を分かち合うディスカッションをしたことで、気づきのあった学生の学びが共有され、全体の学びにつながった」と述べられている。文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>では、演習とその後の自由討議・発表、VTR視聴、演習後のレポートを通し、高齢者の尊厳について考え、今後看護師としてどのような看護が必要かを学ぶことができた。文献<sup>7<sup>11)</sup></sup>では、「演習後に同じ場面を経験したグループで自由討議した結果、安易な抑制の弊害が理解でき、様々な状況下で看護者としてどのように高齢者の人権を尊重すべきかを考えることができた」と報告されている。

大高ら<sup>20)</sup>は、演習時にディスカッションを導入することによる学習効果について、グループで意見交換を重ねるなかで対象を思いやる態度や倫理観を高めることができると報告している。佐藤ら<sup>22)</sup>は、ロールプレイングの運営において、実施後のフィードバックこそが大切であると述べている。このことから、身体拘束に関する演習を実施する際は、患者の気持ちを整理分析し、看護師役はどうしてそのような対応をしたのか討議、評価できるよう運営することが重要である。

## 3) 演習後のVTR視聴による学習効果

文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>、文献<sup>7<sup>11)</sup></sup>ともに、演習後の自由討議に加えて身体拘束廃止に向けた実践現場のドキュメンタリーVTRを視聴していた。この2編では、VTR視聴自体がどのように学生の学びに影響したか明記されていない。

佐藤ら<sup>21)</sup>によると、動きのある動画のため患者や現象がイメージしやすく、学習意欲を

促す効果がVTRの視聴にはある。この2編の文献では演習後にVTRを視聴したことで、身体拘束廃止に対する学生の意識がより高まった可能性がある。

#### 4) 学生自身が身体拘束を実施しない方法での演習の学習効果

文献4<sup>13)</sup>と文献6<sup>14)</sup>では学生自身が身体拘束を実施していなかった。

文献4<sup>13)</sup>では、科目教員等による身体拘束に関するシナリオを用いたデモンストレーションを学生が見学した。その結果、学生はデモンストレーションを通して、身体拘束による【身体的な弊害がわかり精神的苦痛に思いを寄せる】ことを学んでいた。さらに、学生は【身体拘束を正しく理解し看護師自身の危険や負担と向き合う】ことや【法律遵守のもと看護の役割を全うする】ことの学習が可能になっていた。尾形ら<sup>22)</sup>は、周手術期の看護過程にシミュレーション演習を取り入れた際に、教員と臨床看護師がデモンストレーションを実施した。その結果、視覚的イメージ化により理解が促されたと述べられている。このことから文献4<sup>13)</sup>においても、教員と臨床看護師によるデモンストレーションを学生が見学することによって、身体拘束やその際の対象者の尊厳に配慮した看護について視覚的イメージ化ができたと考えられる。

文献6<sup>14)</sup>では、履修学生全員がディベート討論会に参加することで身体拘束が複雑な背景や状況で様々な立場で判断することが求められていると実感しており、このような実感は講義や自己学習だけでは得られないと述べている。佐藤ら<sup>21)</sup>は、ディベートは知を獲得するための方法論で、新しい知識を創造するための科学的方法論であると述べている。このことから、学生が身体拘束に対する問題意識を持つきっかけとして、ディベート討論会は有効であると考えられる。また、舟根ら<sup>23)</sup>は、成人看護学において臓器移植をテーマとしたディベート演習を行った結果、学生は多様な考え方を理解するとともに、自分の意見や意識の変化、または自分の意見が変わらないことを自覚し、新しい意見や考え方への発見へと、多様な考え方を理解していたことを報告している。学生から肯定的な感想が多かったと報告している。文献6<sup>14)</sup>においても、学生自身が他者の意見を聞き取る力を養い、見識を広げることに効果があると実感していたことを明らかにしている。これらのことから、ディベートを取り入れることで論理的思考を養うことにもつながると考える。

## 2. 身体拘束に関する教育への課題

### 1) 対象者の尊厳を考慮することができる演習方法の検討

文献3<sup>12)</sup>では、講義・演習前に【行動制限に対する否定】という身体拘束の印象があったが、講義後は医療的な認識へと変化し【心理的な配慮】や【人権への配慮】の必要性を学生は認識していた。文献4<sup>13)</sup>においても【身体拘束を正しく理解し看護師自身の危険や負担と向き合う】ことの必要性を学んでいたことが報告されている。2編の文献で学生は患者の人権擁護や身体拘束を受ける患者の精神的側面を考慮することの必要性を学んでいたと報告されている。文献3<sup>12)</sup>での学びにあったように、身体拘束に対する【医療者の知識や理解】や【行動制限の必要性の検討】、文献4<sup>13)</sup>のような身体拘束による【身体的な弊

害がわかり精神的苦痛に思いを寄せる】ことの必要性に気づくことができるような授業の組み立てが必要であると考え。

文献<sup>18)</sup>では【身体拘束を行ううえでの配慮や工夫の必要性の実感】や【身体拘束の必要性の実感】、文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>では【抑制する場合の看護】といった抑制を行うことが前提となっている学びが抽出されていた。文献1において齋藤らは、過去の実習経験が影響している可能性を示し、実習場面において学生の経験を引き出しながら批判的思考が学習できるよう関わることの重要性について述べている。村松ら<sup>6)</sup>が報告したように、学生は倫理的問題を感じた場面に遭遇した場合に『しょうがない』と捉えること、文献<sup>6<sup>14)</sup></sup>で述べているように身体拘束に対する問題の重要性を認識していない学生がいることから、まずは各専門領域の実習が始まる前の1年次の段階で身体拘束の弊害を学び、体験を通して疑問を持つ必要があるのではないかと考えた。加えて、文献1では演習後はレポートの記載のみであったため、演習実施後のフィードバックや自由討議・発表会、高齢者の尊厳を守ることについて教授することの必要性があると考えられる。

さらに、身体拘束の弊害について実体験をもって学んだうえで抑制以外の方法を検討できることも必要である。文献<sup>2<sup>9)</sup></sup>では、拘束を最小限とするための具体的な対策は見出せず、演習後に学生が主体的に考える機会をもつことが今後の課題として挙げられた。それに対して、文献<sup>5<sup>10)</sup></sup>では「今後どのような看護を実施する必要があるか」と学生に提示したことで演習の各場面の抑制以外の方法が記述されている。佐藤ら<sup>2<sup>1)</sup></sup>は、発問は指導内容に対する学生の思考活動を促し、学生が主体的に教材に取り組むことを意図して行うものである。実際の授業をすすめるうえで、いつ、どんな言葉で発問・支持するか、何名に発問するか指示を何名にするかなど、事前に検討しておくことが重要であると述べている。卒業後看護を実践する者としても基礎教育の段階で抑制について実態を知り、考えることが必要だと習田ら<sup>2<sup>4)</sup></sup>は述べている。このことから、文献<sup>2<sup>9)</sup></sup>で述べられたように、学生が考える機会を設けるために、演習の目的を達成できるような問いの提示方法の重要性が示唆された。

## 2) ディベート討論会における多人数の面前での発言に抵抗がある学生への配慮

文献<sup>6<sup>14)</sup></sup>では、課題として多人数の面前での発言に抵抗がある学生への配慮の必要性が明らかとなり、少人数、短時間で数度実施するなどの工夫が必要であったと述べられている。ディベート学習に関して、中尾ら<sup>2<sup>5)</sup></sup>が同様の報告をしている。母性看護学においてディベート討論会を実施後、学生に質問紙調査を行った。その中で「人前で喋ると緊張もあり、根拠とか深い意見が出にくい」という回答があり、中尾らは少人数制のディベートの取入れの必要性を述べている。加えて、今回の対象文献の中にはディベートという形式ではないが演習後にグループでの自由討議を行ったものが3編あった。これらの文献に発言の抵抗に関して述べているものはなかった。このことから、学生間での討議の際には、過度の緊張を持たず、各自が意見を自由に発言できるようなグループ人数の調整も必要であると考えられる。

## Ⅶ. 結論

1. 学生は身体拘束を体験する演習を通して、身体拘束を受ける患者とその家族がもつだろう考えや感情を推察し、対象者の尊厳や人権、今後どのような看護が必要かを考えることができていた。科目教員等によるデモンストレーションの見学では、身体的な弊害がわかり精神的苦痛に思いを寄せることを学んでいた。身体拘束に関するディベート討論会では身体拘束に対する問題の重要性の認識がされていた。

2. 身体拘束に関する看護教育の課題として、対象者の尊厳を考えることができる演習方法の検討が挙げられた。1年次の早い段階で身体拘束の弊害を学び、身体拘束の体験を通して疑問を持ち、対象者の尊厳を守ることにについて学生自ら考えることができるような教授方法の重要性が示唆された。加えて、学生が意見交換することの必要性も明らかとなり、各自が意見を自由に発言できるようグループ人数の調整も必要であることが示唆された。

## Ⅷ. 研究の限界と今後の課題

本研究は、7件の文献から看護基礎教育における身体拘束に関する演習の学生の学びと課題を抽出した。文献件数が少なかったことから、授業科目や学年など対象者の条件は一定ではなかった。今回の文献検討をもとに、身体拘束に関する教育方法の検討、そして実践をして評価していく必要があると考える。

## 引用文献

- 1) 朝日新聞：朝刊 社説 縛る医療・「福岡宣言」を全国に、1998.
- 2) 厚生労働省：身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に、2001.
- 3) 日本看護倫理学会：医療や看護を受ける高齢者の尊厳を守るためのガイドライン、2015.
- 4) 日本看護倫理学会：身体拘束ガイドライン、2015.
- 5) 公益社団法人全日本病院協会：身体拘束ゼロの実践に伴う課題に関する調査研究事業報告書、2016.
- 6) 村松妙子、片山はるみ：看護学生が4年間の看護基礎教育の中で経験した倫理的問題場面とその対応、日本倫理学会誌、11 (1)、50-58、2019.
- 7) 神徳和子、池田靖子：看護倫理学における道徳的感受性と倫理的感受性の意味、日本看護倫理学会誌、9 (1)、53-56、2017.
- 8) 齋藤美華、佐藤千穂：学生主体による高齢者の身体拘束に関する演習をとおした学生の学び、老年看護学、25 (2)、132-139、2021.
- 9) 小薮智子、上野瑞子、松田美鈴、竹田恵子：看護学生の身体拘束シミュレーション演習の学び 学生が捉えた高齢者の思い、川崎医療福祉学会誌、30 (1-2)、321-327、2020.

- 10) 古村美津代、中島洋子、木室知子：「高齢者の尊厳」理解に向けた身体抑制の演習の効果 老年看護学教育における教授法の検討、日本看護福祉学会誌、11 (2)、43-50、2006.
- 11) 古村美津代、中島洋子：高齢者に対する身体抑制の認識に関する演習の効果、日本看護福祉学会誌、10 (2)、42-49、2005.
- 12) 佐藤美保、田野将尊、浅沼奈美：行動制限の体験学習を通じた学生の学び一制限を受ける患者の共感をめざして一、杏林大学研究報告（教養部門）、33、9-19、2016.
- 13) 清水健史、坂本祐子、成田博幸、伊藤治幸、藤井博英：シナリオに基づいたデモンストラーションを取り入れた精神看護精神技術科「身体拘束患者の看護」の学習結果、青森県立保健大学雑誌、10 (2)、217-223、2009.
- 14) 煙山晶子、小笠原サキ子：老年看護学における教育方法の検討 ディベートの教育効果について、秋田大学医学部保健学科紀要、13 (2)、150-157、2005.
- 15) 林智子：看護師はどのように患者の立場に立って考えているのか、三重看護学誌、13、93-101、2011.
- 16) 渡部雅之：最新心理学辞典、平凡社、2013.
- 17) 内山美枝子、坂井さゆり、田中美央、奥山晶子、早川岳英：当事者視点を重視した「がん患者体験演習」における学生の学習成果と課題、新潟大学保健学雑誌 12 (1)、11-20、2015.
- 18) 藤野あゆみ、百瀬由美子、松岡広子、大澤ゆかり：高齢者疑似体験前後における学生の共感性の変化、日本看護福祉学会誌、14 (2)、135-147、2009.
- 19) 有澤舞、立石和子、太田美帆、西久保秀子、村上希：装着型ストーリーモデルを用いた体験的演習による学生の学び 成人看護学演習レポートの分析、東京家政大学研究紀要（自然科学）、57 (2)、35-41、2017.
- 20) 大高麻衣子、齋藤雅世、平元泉：小児の課題事例を用いた統合看護演習の学習効果、日本看護学論文集看護教育、49、159-162、2019.
- 21) 佐藤みつ子、宇佐美千恵子、青木康子：看護教育における授業設計、医学書院、164-176、2015.
- 22) 尾形裕子、岩坂信子：看護基礎教育における周手術期の看護過程シミュレーション演習を取り入れた効果の検討、北海道文教大学研究紀要、41、109-118、2017.
- 23) 舟根妃都美、成田円：成人看護学におけるディベート演習についての検討、名寄市立大学紀要、1、15-21、2007.
- 24) 習田明裕、勝野とわ子、志自岐康子、城生弘美、金壽子、恵美須文枝、川村佐和子：抑制に関する教育の実態一基礎看護学領域および高齢者看護学領域における調査一、東京保健科学学会誌、6 (1)、53-61、2003.
- 25) 中尾優子、吉留厚子、井上尚美、高田久美子、藤野敏則、若松美貴代：母性看護学教育でのディベート学習の試みとその評価一学生による質問紙調査より一、鹿児島大学医

学部保健学科紀要、26 (1)、67-72、2016.